

小千谷市出店・開業促進事業補助金交付要綱

(令和3年3月29日告示第48号)

(趣旨)

第1条 本市は、産業振興及び新規雇用の創出を図るため、市内で開業、事業拡大又は事業承継をする者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については、小千谷市補助金等交付規則（昭和44年小千谷市規則第4号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 開業 次のいずれかに該当する場合をいう。

ア 事業を営んでいない個人が、所得税法（昭和40年法律第33号）第229条に規定する開業の届出を行い、個人事業主として市内で新たに事業を開始する場合（開業の届出から1年を経過しない者であること。）

イ 事業を営んでいない個人が、法人を設立し、市内で新たに事業を開始する場合（法人を設立してから1年を経過しない者であること。）

ウ 既に市外で事業を営んでいる中小企業者が、市内で新たに事業所を設置する場合

(2) 事業拡大 既に市内で事業を営んでいる中小企業者が、既存の事業所を継続した上で、市内で新たに事業所を設置することをいう。

(3) 事業承継 市内で5年以上事業を営んでいる中小企業者から別の者が当該事業を承継し、当該事業を継続して実施することをいう。

(4) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者をいう。

(5) 事業所 事業の用に供する事務所、店舗、工場その他これらに類するもの（仮設又は臨時の一時的な設置は除く。）

(6) 空き店舗等 過去に営業その他の事業の用に供されていた店舗又は住宅で、現に使用されていないものをいう。

(7) 組合 小千谷市本町商店街振興組合、小千谷市東大通商店街振興組合、小千谷市中央通商店街振興組合又は小千谷市平成商店街協同組合をいう。

(8) 商店街区域 組合が定める区域をいう。

(9) 中心市街地区域 出店及び開業を促進すべき区域として市長が指定した区域をいう。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に基づく営業の許可又は営業の届出を要する事業

(2) 宗教若しくは政治に関する事業又は公序良俗に反する事業

(3) 商店街における開業、事業拡大又は事業承継を行う事業であって、当該商店街の組合の承諾が得られない事業

(4) その他市長が不適当と認める事業

(補助対象者)

第4条 補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、市内に事業所を設置し、又は設置しようとしている中小企業者で、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

(1) 小千谷市暴力団排除条例（平成24年小千谷市条例第2号）第2条第1号及び第2号に該当しない者

(2) 補助金の申請年度内に開業、事業拡大又は事業承継を行う者であって、補助対象事業を3年以上継続する意志のある者

(3) 産業競争力強化法（平成25年法律第98号）に基づく小千谷市の創業支援等事業計画に規定する特定創業支援等事業による支援を受ける者（交付申請時点で事業を営んでいない場合に限る。）

(4) 納期限の到来した市税等を完納している者

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、開業、事業拡大又は事業承継に係る事業所の新築又は改装に要する経費であって、次に掲げる工事（以下「整備事業」という。）に要する経費とする。

(1) 外装又は内装工事

(2) 給排水衛生設備工事、空調設備工事又は電気設備工事

(3) その他前 2 号に類する工事

2 前項に掲げる経費のうち、次に掲げる費用は、対象外とする。

(1) 補助対象者本人が行う工事に関する経費

(2) 従前の設備の解体、撤去、処分その他これらに類する経費

(3) 消費税及び地方消費税

(4) 振込手数料及び各種手続きに伴う手数料

(5) 補助対象事業のうち、市からこの要綱に基づく補助金以外の補助を受ける場合は、その補助対象経費

3 第 1 項に掲げる経費に対し、国等からこの要綱に基づく補助金以外の補助を受ける場合は、当該補助金等の額を補助対象経費から控除するものとする。

(補助金の額)

第 6 条 補助金の額は、補助対象経費の 2 分の 1 以内の額（その額に 1, 0 0 0 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）とし、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を上限とする。

(1) 開業する者 6 0 万円

(2) 事業拡大する者 3 0 万円

(3) 事業承継する者 3 0 万円

2 商店街区域において、空き店舗等を利用して事業所を設置する場合、前項の規定により算出した額に 5 0 万円を加算する。

3 中心市街地区域において、空き店舗等を利用して事業所を設置する場合、第 1 項の規定により算出した額に 4 0 万円を加算する。

(交付申請)

第 7 条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、規則第 3 条の補助金等交付申請書に次に掲げる書類を添えて、整備事業の実施前に市長に申請しなければならない。

(1) 事業計画書

(2) 工事の見積書その他の工事経費の内訳を説明する書類

(3) 事業所の位置図及び平面図

(4) 市税等に滞納がないことの証明書

(5) 誓約書（第 3 条第 1 号並びに第 4 条第 1 号及び第 2 号に関する誓約）

- (6) 組合の承諾書（商店街区域に事業所を設置する場合に限る。）
 - (7) 開業の届出の写し（申請者が個人事業主で届出を行っている場合に限る。）
 - (8) 登記事項証明書の写し（申請者が法人の場合に限る。）
 - (9) 営業許可証の写し（既に許認可を必要とする業種を営んでいる場合に限る。）
 - (10) 直近期の決算書類（既に1年以上補助対象事業を営んでいる場合に限る。）
 - (11) その他市長が必要と認める書類
- （交付決定）

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請の書類を審査し、規則第6条第1項の補助金等交付決定通知書又は補助金等不交付決定通知書により、申請者に交付の可否を通知するものとする。

（変更の申請等）

第9条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、当該補助金に係る申請の内容を変更、中止又は廃止をしようするときは、規則第5条第2項の補助金等変更（中止・廃止）申請書に必要な書類を添えて速やかに市長に申請し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

2 市長は、前項の規定による変更の申請を受けたときは、当該申請の内容の可否を決定し、規則第6条第2項の補助金等変更交付決定通知書により、補助事業者に通知するものとする。

（実績報告）

第10条 補助事業者は、整備事業の完了日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定の日の属する年度の末日のいずれか早い日までに、規則第9条の補助事業実績報告書に次に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

- (1) 整備事業に係る経費の支払を証明する書類
- (2) 整備事業の完了を証する写真（施工前、施工後の写真）
- (3) 開業の届出の写し（交付申請時点で提出していない場合に限る。）
- (4) 登記事項証明書の写し（交付申請時点で提出していない場合に限る。）
- (5) 営業許可証の写し（許認可を必要とする業種であり、交付申請時点で提出していない場合に限る。）
- (6) 特定創業支援等事業による支援を受けたことを証明する書類（交付申請時点で

事業を営んでいない場合に限る。)

(7) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定等)

第11条 市長は、前条の規定による報告を受けた場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、速やかに補助金の額を確定し、規則第10条の補助金等確定通知書により補助事業者に通知するものとする。

(交付決定の取消し等)

第12条 市長は、補助事業者が次の各号に掲げる要件のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、交付した補助金について返還を命ずることができる。

(1) 法令又はこの要綱に違反したとき。

(2) 補助対象事業の開始後3年以内に当該事業所から撤退し、又は当該補助対象事業を終了したとき。

(3) 補助対象事業又は整備事業に関して虚偽その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(4) その他、補助金を交付することが不適当であると市長が認めたとき。

2 市長は、前項の規定による取消しをしたときは、規則第6条第1項の補助金等不交付決定通知書により当該取消しを受けた者に通知するものとする。

3 前項の規定は、第11条の規定により補助金の額が確定した後においても適用する。

(調査及び報告等)

第13条 市長は、補助金に係る予算執行の適正を期するため必要があると認めるときは、補助事業者に対して報告を求め、実地調査を行い、又は帳簿書類その他の物件に関し説明を求めることができる。

(書類の整備)

第14条 補助事業者は、補助対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を整備し、補助金の交付を受けた日の属する年度から5年間保管しなければならない。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は公表の日から施行し、令和６年４月１日から適用する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正前の小千谷市出店・開業促進事業補助金交付要綱の規定によりなされた補助金の交付申請その他の行為に関する取扱いについては、なお従前の例による。

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正前の小千谷市出店・開業促進事業補助金交付要綱の規定によりなされた補助金の交付申請その他の行為に関する取扱いについては、なお従前の例による。